

政 委 第 30 号

平成 22 年 11 月 26 日

経 済 産 業 大 臣
大 畠 章 宏 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人製品評価技術基盤機構及び独立行政法人日本貿易振興機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人経済産業研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人経済産業研究所（以下「経済産業研究所」という。）の主要な事務及び事業については、経済産業政策の研究を独立行政法人が行うべき必要性を国民に分かりやすい形で明らかにするためにも、次期中期目標においては真に担うべき研究目標を明確化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 調査研究業務の一層の重点化

これまで経済産業研究所では、調査研究業務において、経済産業省が継続的な取組を望む4分野^(注)を「基盤政策研究領域」として設定しているほか、経済産業研究所独自の取組分野を「隣接基礎研究領域」として設定し、研究を行ってきた。

これら研究プロジェクトの立ち上げ時には、行政官を交えた「研究テーマ討論会」を実施し、政策研究として必要な研究テーマの設定や研究プロジェクトの実施体制等について、事前検討した上で研究に着手する体制としている。

しかしながら、現在進められている研究テーマの中には、必ずしも経済産業政策の立案に貢献するとは言い難い研究課題や、民間も含め他法人等においても実施可能な研究課題等が散見される。

次期中期目標においては、経済産業研究所のミッションを明確に定めるとともに、当該ミッションを実現する上で次期中期目標期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定め、次の経済産業政策に資する政策研究にリソースをより重点的に投入して取り組むものとする。

(注) ①少子高齢化社会における経済活力の維持についての総合的な研究、②国際競争力を維持するためのイノベーションシステムについての研究、③経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略についての研究、④通商産業政策史の編纂

2 研究プロジェクト等の進行管理の徹底等

経済産業研究所では、研究プロジェクトの進捗の遅れや、研究以外の業務の未実施等により、毎年度、運営費交付金債務残高が発生しており、近年、その額は倍増している。

このため、事務及び事業の規模について抜本の見直しを行い、それを運営費交付金の算定ルールに適正かつ確実に反映することにより、予算規模を適正な水準にまで縮小するものとする。

また、今後の研究プロジェクト等の進行管理については、定期的かつ厳格に進捗よく状況を点検する等スケジュール管理を徹底することとし、予定時期までに完結しないものや進捗が不十分なものについては、継続の可否を含め実施規模の縮減、計画の見直し等を行うものとする。

3 自己収入の拡大

国以外の財源の確保及び拡充を図るため、競争的外部資金の獲得の推進を中心に、自己収入の拡大について、一層の努力をするものとする。

その際、外部資金の獲得に当たって行われる法人内部の審査において、研究員のエフォートを確認するとともに、獲得しようとする資金の性格が経済産業研究所のミッションに合致するものであるか否かを審査するものとする。

また、情報誌等有料出版物の拡大や受益者負担の適正化並びに寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

第2 組織面の見直し

分室については、研究業務の重点化と経費効率化の観点から、次期中期目標期間において、その必要性を検討の上、廃止を含めた抜本見直しを行い、継続する際には更に規模等の縮減を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

あわせて、情報・研修館の在り方について、抜本的な見直しを行うものとする。

第1 事業実施主体の見直し

情報・研修館については、政府全体の独立行政法人の組織及び制度的見直しの議論も踏まえつつ、「第2 事務及び事業の見直し」以下の措置を講ずるものとする。

また、情報・研修館では、①地方閲覧室、特許流通アドバイザー派遣、特許ビジネス市及び特許流通講座の平成22年度末での廃止、②特許庁ホームページ運営及び商標関連事業の23年度からの特許庁による実施も予定されている。

これらの措置等の結果、情報・研修館が担う機能や実施する事業は、中央資料館としての機能、相談事業等、限られたもののみとなる。

以上を踏まえ、特許庁業務・システム最適化計画に基づく新システムの稼働後の情報・研修館の在り方について、独立行政法人の形態で行うことが真に必要なかつ効果的かどうかについて、国の判断・責任の下で実施することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 審査・審判関係図書等整備業務の見直し

情報・研修館では、審査・審判関係図書等整備業務として、特許庁における審査・審判業務に必要な図書等を収集し、特許庁へ提供する業務を、その一部（市販図書及び雑誌の収集等）を外部へ委託しつつ実施している。

しかしながら、当該業務で収集している図書等は、特許庁の業務遂行のために必要

なものであることから、本来、特許庁自ら収集すべきものである。一方、具体的な収集等の作業は、国や独立行政法人が直接行う必要性は乏しい。

このため、審査・審判関係図書等整備業務については、外部委託を活用しつつ、特許庁自ら実施することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

2 工業所有権情報普及業務の見直し

情報・研修館では、工業所有権情報普及業務として、特許公報等の和文・英文抄録の作成等を実施している。

しかしながら、これらの業務はすべて、情報・研修館から委託を受けた一般財団法人日本特許情報機構が実施している。

工業所有権情報普及業務については、特許庁から民間事業者へ直接委託することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

3 工業所有権情報普及業務及び情報システム関連業務の見直し

特許庁では、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく新しいシステムを構築中であり、当該新システムは、平成26年1月及び27年1月から、段階的に稼働する予定となっている。

当該新システムの稼働に伴い、情報・研修館が実施している工業所有権情報普及業務及び情報システム関連業務のうち、特許電子図書館事業、整理標準化データ提供事業、電子出願ソフト事業及び公報システム整備事業が廃止される予定となっている。

以上を踏まえ、当該新システム稼働に向けた情報・研修館の組織の見直し、人員の削減等に関する年度ごとの計画を策定の上、計画的に削減等を行うものとする。また、策定した計画は必要に応じ見直すものとする。

さらに、当該新システムが稼働するまでの間においては、廃止が予定されている事業について、制度改正等、必要不可欠なものを除き、経費の増大を招かないものとする。

4 人材育成業務の見直し

情報・研修館では、人材育成業務として、特許庁職員に対する研修、民間企業等に

に対する研修等を実施している。

人材育成業務については、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 特許庁職員に対する研修の見直し

情報・研修館では、特許庁が作成する「研修基本方針」に従い年間の「研修計画」を作成し、特許庁職員に対する研修を実施しており、その講師は、特許庁や情報・研修館の職員のほか、外部講師が務めている。

しかしながら、特許庁職員に対する研修は、本来、特許庁自ら実施すべきものであり、現に、情報・研修館の常勤職員のほとんどが特許庁からの出向者で占められており、研修計画の作成や研修講師は、特許庁からの出向者が担っている。

このため、特許庁職員に対する研修については、必要に応じ講師を外部へ委託する等により、特許庁自ら実施することを含め検討し、その結果を踏まえ、抜本的な見直しを行うものとする。

(2) 民間企業等に対する研修の見直し

情報・研修館では、弁理士、中小・ベンチャー企業、政府関係機関等、民間企業等を対象とした研修を実施している。

しかしながら、「知的財産権研修」の受講者数は減少傾向にあり、「知的財産政策研修」の受講者数は少ない。また、「審査基準討論研修」及び「特許侵害警告模擬研修（集合型）」における研修1回当たりの受講者数は毎年度減少している。さらに、人材育成業務全体の収支は赤字となっている。

このため、民間企業等に対する研修については、受講者数やその推移、費用対効果及び市場化テストの実施結果を踏まえ、独立行政法人として実施する必要性について、講座ごとに厳格に検証し、廃止を含め見直すものとする。また、引き続き実施する講座については、受益者負担の適正化及び自己収入拡大の観点から、受講料について必要な見直しを行うものとする。

5 関係機関との連携確保

情報・研修館では、相談の実施等、工業所有権に関する業務を実施している。

一方、経済産業局においても、特許室を設置し、無料相談等を実施している。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）においても、相談、

中小企業等に対する弁理士の派遣等を実施している。さらに、日本弁理士会、都道府県知的所有権センター等の関係団体においても、相談を実施している。

また、「知的財産推進計画2010」（2010年5月21日知的財産戦略本部）及び「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定）においては、知的財産に係る「ワンストップ相談窓口」の整備が盛り込まれている。

このため、情報・研修館における工業所有権相談等業務等の実施に当たっては、経済産業局、中小機構、関係団体等との役割分担の整理及び連携状況の検証を行い、その結果を踏まえ、必要な連携を図るものとする。

第3 契約の競争性及び適正性の確保

情報・研修館では、①特許流通アドバイザー派遣業務の社団法人発明協会への委託、②特許電子図書館の公報データの電子化、和文・英文抄録の作成等の一般財団法人日本特許情報機構への委託等、業務の多くを外部に委託等している。

一者応札・応募解消を含め、契約の競争性及び適正性を確保するため、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 調達仕様書記載内容の明確化。
- ② 公告期間の妥当性の検証。
- ③ 分割発注することによる競争性確保及び経費削減効果の検証。

第4 運営費交付金算定の厳格化

情報・研修館においては、毎年度、多額の運営費交付金債務残高が発生しており、平成21年度末時点で、21年度運営費交付金額の40パーセント以上の債務残高となっている。

業務の効率化、縮減、廃止等により、運営費交付金債務残高が発生すること自体に問題があるわけではないが、多額の資金が使用される見込みのないまま複数年度にわたって滞り続けることは適切ではないことを踏まえ、運営費交付金額の算定に当たっては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、上記第3に掲げるもののほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人製品評価技術基盤機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 法人の役割等の明確化

N I T Eでは、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、製品安全分野及び適合性認定分野の業務を実施している。国民の安全・安心、産業活動における信頼性・安全性を確保することがN I T Eに期待される役割であり、かかる観点から、これら4分野の業務の相互の関係や一体的に実施することの有意義性について、より一層の明確化を図ることにより、N I T Eの業務運営を効果的、効率的に行うことが可能であると考えられる。

また、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）など他の独立行政法人との関係においては、N I T Eの目的や役割、類似しているとみられる業務については、その業務内容に照らした優位性を考慮して、主務省として、国全体としてみた独立行政法人の効果的、効率的な業務運営に資するものとなるよう、独立行政法人間の連携の強化等を図ることが重要であると考えられる。

このような観点から、N I T Eについて、中期目標等を定めるにあたり、以下の事項について「N I T Eの組織・業務全般の見直し」において明確化を図るものとする。

- ① 国民の安全・安心の確保及び産業活動における信頼性・安全性の確保のため、N I T Eが果たすべき具体的な役割及びその必要性。
- ② 化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、製品安全分野及び適合性認定分野の業務について、国民の安全・安心、産業活動における信頼性・安全性を確保する観点からみた相互の関係及びこれらの分野を一体的に実施することの必要性及び有意義性。

- ③ 他の独立行政法人が実施する業務との連携強化等の方向性。

第2 事務及び事業の見直し

1 製品安全関連業務の見直し

製品安全関連業務については、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 独立行政法人国民生活センターとの連携体制構築

N I T E では、製品事故の原因究明等の業務を実施している。

一方、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）では商品テストを実施しており、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）の評価結果において、①「消費者行政の在り方（全般）」については、「消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理 その上で、他の省庁や独法との連携を早急に構築」とされ、また、②「商品テスト事業」については、「関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える」とされている。

以上を踏まえ、N I T E の技術的・専門的優位性も踏まえつつ、国民生活センターとの間において、効果的かつ効率的な連携体制の構築に協力するものとする。

その際、他の独立行政法人、民間検査機関等との関係についても留意するものとする。

(2) 電気工事士講習等の廃止

電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務について、民間にゆだねる具体的な方策を平成 22 年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、N I T E の業務としては廃止するものとする。また、廃止に当たっては、関係する組織及び人員の合理化を図るものとする。

2 化学物質管理関連業務の見直し

N I T E では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づき、P R T R 届出データ（同法の届出の対象となる化学物質に関する情報）の記録、集計等の業務を実施している。

この届出については、事業者からN I T E への電子届出が可能となっているが、そ

の割合は平成 21 年度で 46 パーセントである。

今後、業務の簡素・合理化及び経費削減の観点から、届出事業者の利便性を重視した入力方法、効果的な普及啓発策等について検討するものとする。その際、経費の増大を招かないものとする。

3 バイオテクノロジー関連業務の見直し

バイオテクノロジー関連業務については、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 特許微生物寄託機関の一元化

N I T E は、産業技術総合研究所とともに、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）等に基づく特許微生物寄託機関に指定されている。

特許微生物の寄託に係る業務については、既存の利用者への影響、利用者の意向等も踏まえ、微生物の生存確認試験の在り方、寄託に係る手数料等について、産業技術総合研究所と一体的に、抜本的な見直しを行い、特許微生物寄託機関の一元化を図るものとする。

(2) 生物遺伝資源センターの見直し

N I T E のバイオテクノロジー本部の生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターの業務においては、顕微鏡、高圧蒸気滅菌装置等、施設・設備に共用可能なものがみられ、また、純度確認をする職員等、人的な面においても、必要となる技術的知見等の共通性もみられる。

これらを踏まえ、経費削減を図る観点から、生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務を推進するものとする。

(3) オンライン・カタログの拡充

N I T E は、日本微生物資源学会の事務局を務めており、同学会に所属している機関が収集・保存している微生物株を横断的に検索することが可能なオンライン・カタログ（J S C C カタログ）を作成しているが、現在、同カタログに参加している機関は、当該学会に参加している機関の一部にとどまっている。

国内にある微生物株の一括検索を可能とし、利用者の利便性を高めるため、当該

学会に所属している機関に対する当該カタログへの参加の働き掛け、検索可能な項目の詳細化等のためのデータベース構造の見直し等を行うものとする。

(4) 生物資源の収集・保存・提供機関の在り方の検討

N I T E では、生物遺伝資源センターを設置し、産業界及び研究機関への微生物の提供等の業務を行っている。国やその他の独立行政法人、大学の研究機関においても、微生物の研究機関への提供等の業務が付随的に行われている。

国全体として見た場合、長期的に安定して微生物の提供等が行われる必要があることから、生物資源の有効かつ効果的な利用及び効率的な業務実施を確保するため、セキュリティの確保等に留意しつつ、N I T E の果たすべき役割について、関係機関と意見交換等を行うこと等の必要な取組を行うものとする。

4 適合性認定関連業務の見直し

N I T E では、産業技術総合研究所が開発等した国家標準に係る物質及び産業界等で開発等した民間標準に係る物質に関する情報を、「標準物質総合情報システム」により提供している。

当該システムへの情報の入力は、主としてN I T E 職員が実施しているが、協力の得られる一部の事業者については、直接、当該システムへ情報を入力することが行われている。

業務の効率化及び経費削減を図るため、標準物質総合情報システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者を拡大するために必要な措置を講ずるものとする。その際、経費の増大を招かないものとする。

第3 支所の見直し

地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行うものとする。

また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査

等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行うものとする。

第4 法人の業務及び役職員の身分の在り方

累次にわたる閣議決定に示された独立行政法人の見直しの考え方にかんがみ、N I T Eの業務及び役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度に関する議論を踏まえ、必要に応じ、改めて検証するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、①委託費等の外部資金の獲得、②受益者負担の適正性を踏まえた手数料収入の増加、③寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人日本貿易振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、グローバル化が進み世界経済が大きな転換期にある中で、我が国の通商・貿易産業の振興を図るためにも、日本貿易振興機構は、世界市場に対する投資環境の整備と時代の要請に応じた課題に一層貢献していくとともに、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

国内経済が停滞する中で、我が国社会は少子高齢化の到来と人口減少といった課題を抱えており、国際社会では、アジア・新興国によるキャッチアップや、欧米諸国における新たな世界への戦略的な取組などが見込まれている。

我が国の貿易政策は新たな局面を迎え、新興市場に向けた積極果敢なアプローチが求められており、日本貿易振興機構が果たすべき役割も新たな局面に突入していると言える。

このような国内外の経済状況に加え、経済産業省が日本貿易振興機構を「貿易投資振興策の実行を担う組織」としていることを踏まえ、次期中期目標については、日本貿易振興機構が置かれた立場と優位性を十分にいかし、貿易投資振興策の実行を担う組織としての具体的な目標を客観的かつ定量的に設定するとともに、以下の取組を行うものとする。

1 日本企業の海外展開支援の在り方

中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援については、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定）等を踏まえ、中小企業の海外進出・展開に係るワンストップサービスの実施等の支援を実施するものとする。

その際、貿易立国である我が国の貿易をより一層、推進・支援していく観点から、政府機関として日本貿易振興機構の果たすべき役割を明確にした上で、相手国政府との折衝や海外ネットワークを有効活用した情報収集等、日本貿易振興機構でなければ実施できない、より基盤的な事業に重点化し積極的に展開していくものとする。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）等他法人や民間との重複や役割分担について検証・整理した上で、連携強化を図るものとする。

2 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の在り方

日本貿易振興機構では、全国6か所にIBSCを設置し、海外から日本への進出を目指す事業者に対し、一定期間、オフィスを無償（IBSC東京については、50営業日を超える場合につき使用料を徴収）で貸与しているが、全体の利用実績の大半（77.1パーセント）がIBSC東京におけるものとなっている。

また、IBSC間において、誘致成功率については41.6パーセントから100パーセントまでの差異が、利用率についても17パーセントから68パーセントまでの差異がそれぞれみられ、さらに、東京と横浜、大阪と神戸のように近接して設置されているものもみられる。

このため、各IBSCについては、その規模について見直しを行い、効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止するものとする。

また、存続させる場合においても、受益者負担の適正化の観点から、使用料を徴収することの是非について、地方公共団体も含め検討するものとする。

3 東アジア経済圏形成に向けての貢献（調査・研究）

日本貿易振興機構は、旧特殊法人日本貿易振興会と旧特殊法人アジア経済研究所が統合して発足した法人が独立行政法人となったものであり、統合により、人事交流、業務上の連携が行われているが、統合に伴う組織、人事、業務運営等の実態、変遷等については、必ずしも明確になっていない。

このため、これらを明確にするとともに、統合に伴う人事交流、業務の連携、組織や人員の実態等の全体を踏まえた統合によるシナジー効果を検証しつつ、日本貿易振興機構とアジア経済研究所両者の業務の効率化を図るものとする。

4 自己収入の在り方

日本貿易振興機構が国内外で提供している各種サービスについては、無償のものと有償のものがあるが、受益者負担の適正化、国への財政依存度の低減及び自己収入の拡大の観点から、無償・有償とする範囲や、有償とするものに係る適正な料金水準について検討し、必要な見直しを行うものとする。

また、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

第2 組織面の見直し

1 支部・事業所等の見直し

(1) 国内事務所

日本貿易振興機構では、地方公共団体からの要請に基づき、全国34道府県に国内事務所を計36か所設置し、国内企業に対する貿易投資相談、海外ビジネス情報の提供、事務所設置地域内における対日投資拡大等の事業を行っている。

国内事務所については、各事務所の役割や機能、業務量に見合った配置職員数の適正化を検証し、地方公共団体の意向も踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

また、中小機構の支部と同一市内に設置されている8か所の国内事務所については、事務所の共用化等、施設の効率的利用の可能性を検討するものとする。

(2) 海外事務所

日本貿易振興機構では、海外55か国に計72か所の海外事務所を設置している。また、他の独立行政法人においても海外に事務所を設置しており、これらの中には、同一の国・地域に設置されているものもみられる。

このため、それぞれの事業目的や機能を踏まえ、他の独立行政法人の海外事務所との間の効率的な連携促進について検討するものとする。また、海外事務所ごとの設置の必要性について検討するとともに、海外事務所の共用化等、施設の効率的利用の余地について、関係府省間において検討するものとする。

2 事業の審査及び評価の見直し

的確な評価等に資するため、業務の成果をよりの確に測ることができる成果指標

を次期中期目標等において設定するものとする。

第3 保有資産等の見直し

1 ジェトロ会館

ジェトロ会館については、売却することとされているが、限られた資源を最も有効に活用する観点から、国庫への現物納付も含め検討し、適切に処分するものとする。

2 保有宿舎

保有宿舎については、宿舎ごとの入居率等を基に必要性を検証し、具体的な計画を策定の上、効率的な利用が図られていない宿舎については売却し、集約化を図るものとする。

3 I B S Cに設置された多目的ホール

I B S C東京及びI B S C名古屋においては多目的ホールが設置されているが、I B S C東京は、日本貿易振興機構の本部内であり一定の理解ができるとしても、I B S C名古屋については、他の地方I B S Cに多目的ホールは設置されていない中、設置の必要性は明確ではない。I B S C名古屋に多目的ホールを設置する必要性を厳格に検証し、十分な必要性が認められない場合には廃止するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、

適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。